

第 65 号議案

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本市一般職の職員の給与改定の状況等に鑑み、会計年度任用職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年豊後大野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項及び第4条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第5条第1項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第2条 豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第9項及び第4条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第5条第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。